

コーポレート・ガバナンス報告書

2025年9月17日

株式会社 LOOPLACE
代表取締役 飯田 泰敬
問合せ先： 管理部 03-6206-8422

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的に成長し株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に答えていくことが不可欠と考えております。企業理念として掲げる「空間価値創造による①楽しみの創造②困りごと解決の創造③共感、感動、感謝の創造の3つの創造」の実践を通じて人々に喜んで頂くべく事業活動を行った結果として、企業価値を向上させ株主や債権者、従業員等企業を取り巻くさまざまなステークスホルダーへの利益還元に繋がるとの認識に立ち、日々コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社成和	700,000	70.00
飯田 泰敬	300,000	30.00

支配株主名	株式会社成和、飯田 泰敬
-------	--------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社成和は飯田泰敬の資産管理会社です。また、飯田泰敬は当社の代表取締役社長です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社成和は、当社の代表取締役社長である飯田泰敬が議決権の100%を保有し代表取締役を兼任している資産管理会社であり、当社と株式会社成和との間に取引関係はありません。なお、今後も取引を行う予定はありません。また、当社と飯田泰敬との間に取引関係はありません。

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く）：10名以内 監査等委員である取締役：5名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く）：1年以内 監査等委員である取締役：2年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
小泉 大輔	公認会計士										
三谷 淳	弁護士										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉 大輔	—	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから選任しております。
三谷 淳	—	該当事項はありません。	弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、幅広い知識と豊富な知見を有していることから選任しております。

【監査等委員会関係】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助すべき使用人を指名し、指名を受けた使用人は監査等委員の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が緊密に連携の上、経営監督、内部統制、会計監査が一体として機能する体制を構築しております。
具体的には、三者による年2回程度の会合を開催し、それぞれの監査計画やそれに基づく監査の結果を確認しております。それ以外にも、三者は必要に応じて情報交換を行い、相互連携を図っております。
また、監査等委員会と内部監査部門は、内部監査部門が行った監査結果を確認検討する会議を隨時開催するとともに意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	一
---------	---

その他独立役員に関する事項

当社では、現時点で独立役員を選定しておりませんが、独立役員の適格条件を満たす監査等委員である取締役を2名選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、2021年6月15日開催の臨時株主総会における決議に基づき、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、上記対象者へストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額について開示を行っております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めています。

①取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役飯田泰敬に再一任することとする。

②非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与する。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等勘案したうえで、個別に報酬額を決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、管理部が取締役会付議事項に関する資料等を事前に提出するとともに必要に応じて情報共有を行うことで、社外取締役の監督機能が十分に発揮できるようにサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする旨、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役会には、必要に応じて担当部長もオブザーバーとして出席することで、業務執行状況の報告機能を強化し、経営の迅速な意思疎通や意思確認を行っております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は原則として月1回開催し、監査方針や監査計画等重要事項を決定するとともに、監査等委員である取締役間のコミュニケーションを図るべく、決議・報告を行っております。他の機関との連携に関しましては、会計監査人並びに内部監査担当と緊密に連携の上、経営監督、内部統制、会計監査が一体として機能する体制を構築しております。

3. 会計監査人

当社は PwC Japan 有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。2025年2月期の監査業務を執行した公認会計士は岩崎亮一氏及び廣澤英明氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。

4. 経営会議

経営会議は経営会議の目的、主旨に基づき、常勤取締役で構成され、業務の執行状態及び事業計画等について審議いたします。会議の運営は経営の根幹をなす業務執行に関わる重要な意思決定プロセスであるという性格に鑑み、監査等委員会による監査機能を強化するために、直接監査等委員である取締役が出席、又は議事録を確認し、有効・適切な監査・監督が行われるようにしております。

5. コンプライアンス委員会リスク管理委員会

コンプライアンス委員会は、法令・諸規則等を遵守し経営の実効性を確保するため、取締役会の決議により、設置された委員会であります。

コンプライアンス委員会の役割は、次のとおりであります。

- (1) 法令・諸規則等の違反行為を調査し、事実を認定すること。
- (2) 法令・諸規則等の違反行為を中止させること。
- (3) 法令・諸規則等の違反行為の再発防止対策を立案すること。
- (4) 法令・諸規則等の遵守に関し、各部署に必要な助言・指導を行うこと。
- (5) その他法令・諸規則等の遵守に関して必要な措置を講じること。

コンプライアンス委員会は、当社のすべての部署及び役職員について、以下の権限を有しております。

- (1) 法令・諸規則等の違反行為の認定のため、当該事案を調査する権限を有する。
- (2) 法令・諸規則等の違反行為の認定のため、当該事案に適切な部署に調査を命ずることができる。
- (3) 必要と判断した場合、適切な社外相談窓口を設置することができる。
- (4) 法令・諸規則等の違反行為等を取締役会で審議することを要請できる。

リスク管理委員会は、基本方針である「財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努める。」に準じて、以下の原則に基づき、リスク管理体制を構築・運営・改善する委員会であります。

- (1) リスク管理の重視
- (2) リスクの認識と評価
- (3) 職責の分離
- (4) 報告と情報管理
- (5) 監査と改善

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の会社規模と成長可能性を鑑み、取締役会がもつ監督機能と業務執行機能をバランスよく効率的に発揮できるのは監査等委員会設置会社であると考え、当該機関設計を採用しております。監査等委員が取締役会の決議に参加することで、監督機能よって担保された迅速な意思決定が可能になると考へております。さらに、内部監査及び弁護士等の外部専門家との連携や内部通報制度の活発な運用により、当該機関設計を補完しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、5月に株主総会が開催されることから、集中日を回避した株主総会の設定を行っていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では英文による提供を考へておりません。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR ページを設け、TDnet において開示された情報、決算情報、発行者情報、その他投資家に当社の状況を説明する資料を掲載していく予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は「コンプライアンス行動規範」において、「事業活動のグローバル化に 対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地 域の経済社会の発展に貢献する」旨を定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は築古ビル再生のセットアップオフィス「gran+」シリーズを提供してお り、こうした不動産再生事業を通じて社会貢献に取り組んでおります。今後、 会社の成長とともに更なる活動を検討してまいります。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社は「コンプライアンス行動規範」において、「株主はもとより、広く社会 とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する」旨を 定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。 (取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制) 1－1 当社は、取締役及び使用人の業務の執行が、法令、定款、社内規程及び社会規範等に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「ループレイス フィロソフィ」を制定し、周知・徹底を図る。 1－2 顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）に関する基本事項を規定する「コンプライアンス管理規程」を定め、コンプライアンスを推進する体制として、取締役会の決議により置かれるコンプライアンス担当役員を中心メンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。 1－3 社内報告体制として内部通報窓口及び外部通報窓口を設置し、各窓口に報告相談があつた場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。 1－4 コンプライアンス委員会は審議・活動内容のうち重要な事項を取締役会に報告する。なお、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに取締役会に報告するものとする。 1－5 取締役会は、「取締役会規則」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。 1－6 内部監査を担う社長室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、不正の防止・発見及び改善をおこなうとともにその評価を取締役社長及び監査等委員に報告する。 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制) 2－1 取締役の職務の執行に係る情報、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的

媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

2-2 取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

2-3 社長室は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

2-4 業務執行上必要な個人情報に関しては、コンプライアンスマニュアルに基づき情報の取扱いを行う。

(損失の危機の管理に関する規定その他の体制)

3-1 リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として、取締役会の決議により選任されるリスク管理担当役員を中心メンバーとするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項を取締役会に報告する。

3-2 不測の事態が発生した場合には、取締役社長又はその使命を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

3-3 各リスク管理推進委員は、各部門のリスク管理状況を分析し、その結果をリスク管理担当役員に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

4-1 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

4-2 予算統制に関しては、経営計画及び月次決算に基づいて、月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善及び向上を図る。

4-3 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

(監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項)

5-1 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役社長は監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助すべき使用者を指名する。指名を受けた使用者は監査等委員の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

5-2 監査等委員の職務を補助すべき使用者を置いた場合、その使用者の人事異動、人事評価に関しては、監査等委員の意見を尊重する。

5-3 監査等委員の職務を補助すべき使用者を置いた場合、当該使用者が監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役及び使用者に周知させ、会議等への出席により、監査等委員会監査に必要な調査を行う権限を付与する。

5-4 監査等委員の職務を補助すべき使用者を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。

(取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制)

6-1 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

6-2 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生する恐れがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、速やかに監査等委員に報告するものとする。

(監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

7-1 監査等委員への報告をしたものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制)

8-1 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査等委員職務の独立性及び透明性を確保する。

8-2 取締役社長は、監査等委員との意思疎通を図るために、監査等委員と定期的な意見交換を行う。

8-3 監査等委員、会計監査人及び社長室が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

8-4 監査等委員会監査の実施に当たり監査等委員が認めるときは、監査等委員の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査等委員会監査の実効性確保に努める。

8-5 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担する。

8-6 監査等委員は、監査法人との定期的な会合を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努める。

(反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及び整備状況及び運用状況)

9-1 「反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求に応じない。」ことを基本方針とする。相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点やその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するよう努める。

9-2 管理部を反社会的勢力の主たる対応部門とした体制を整備するとともに、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。

9-3 「反社会的勢力対応規程」を制定し、社内に公開するとともに、定期的な教育及び社内研修等を通して周知徹底に努める。

9-4 新規顧客登録時及び既存取引先においても年1回、反社（反社会的勢力）チェックの実施を必須とし、担当者によるチェックマニュアルの運用を行い、チェック体制を強化することで、反社会

的勢力との関わりを未然に防止する取組みを実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 「反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求に応じない。」ことを基本方針としております。相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点やその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するよう努めております。
2. 管理部を反社会的勢力の主たる対応部門とした体制を整備するとともに、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。
3. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、社内に公開するとともに、定期的な教育及び社内研修等を通して周知徹底に努めております。
4. 新規顧客登録時及び既存取引先においても年1回、反社（反社会的勢力）チェックの実施を必須とし、担当者によるチェックマニュアルの運用を行い、チェック体制を強化することで、反社会的勢力との関わりを未然に防止する取組みを実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

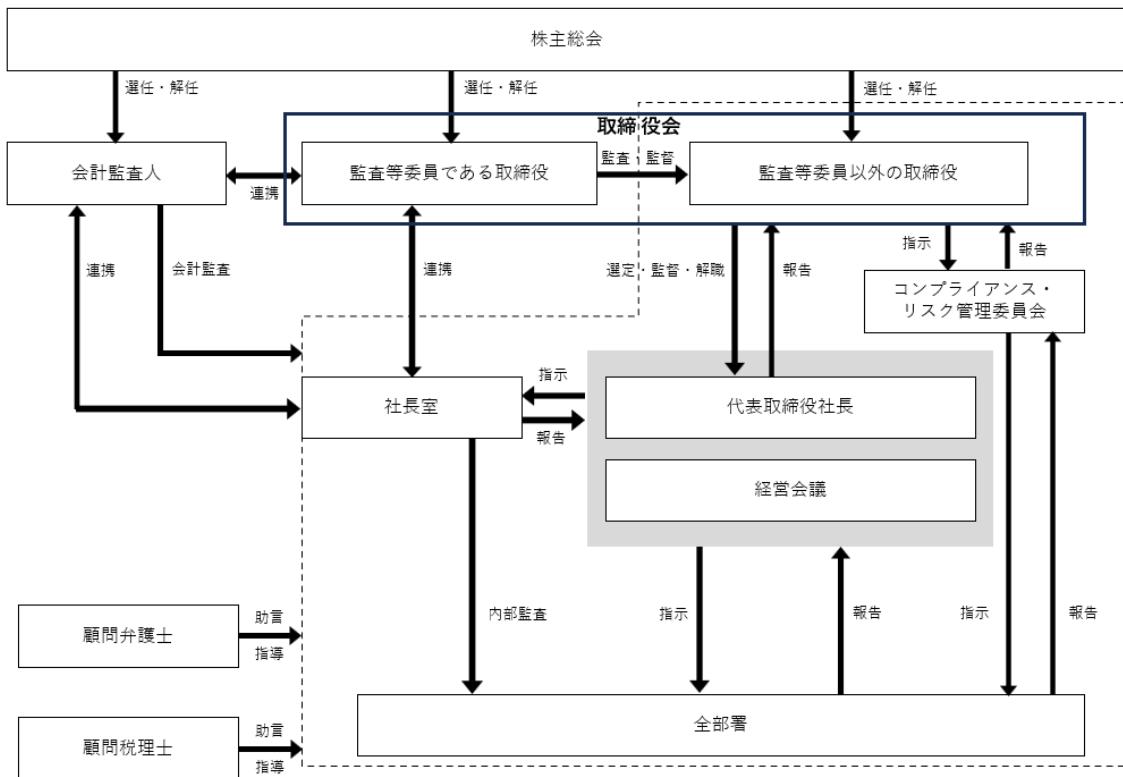
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

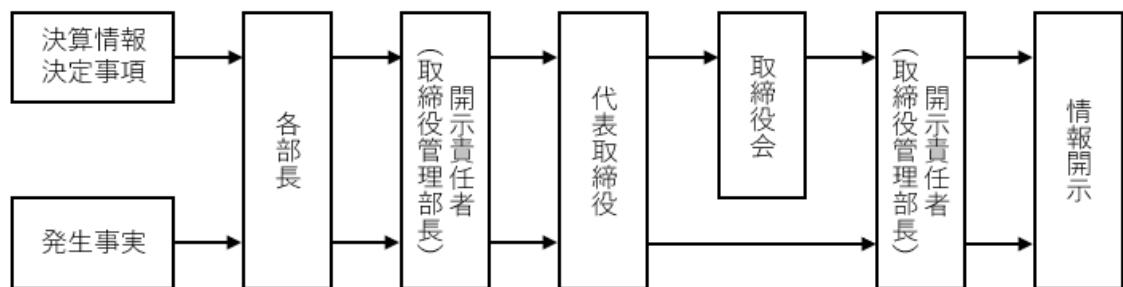
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上